

文化庁における国語・日本語教育施策 (平成24年度予算)について

平成24年4月27日
文化庁文化部国語課

文化庁における国語施策

24年度予算額 45百万円
(23年度予算額 26百万円)

審議会における検討

諮問
課題等

文化審議会国語分科会

国語の改善及び
その普及に関する事項を調査・審議



答申等

H16年2月 これからの時代に求められる
国語力について 答申
H19年2月 敬語の指針 答申
H22年6月 改定常用漢字表 答申

具体的な事業の実施

調査及び調査研究

(国語に関する実態調査)

24年度予定額 12百万円
(23年度予算額 13百万円)

国語施策を進める上での参考とするため、現代の社会状況の変化に伴い微妙に変化する日本人の国語意識や具体的な言葉の理解の現状を調査し、文化審議会国語分科会の審議のための資料とするとともに国語に関する興味関心を喚起する。



国語問題研究協議会等の開催

24年度予定額 4百万円
(23年度予算額 5百万円)

国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方策等について研究協議を行い、意見を聞くことにより、国語施策の実施に資するため、「国語問題研究協議会」を開催する。



危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業

24年度予定額 28百万円
(23年度予算額 3百万円)

危機的な状況にある言語・方言について、当該言語・方言の保存・継承のための取組等の実態を調査する。



国語施策情報システムの更新事業

24年度予定額 1百万円
(23年度予算額 5百万円)

国民が国語施策に関する情報を容易に入手することができるよう、現在国語施策情報システム上公開が実現していない国語施策に関する資料の電子化を進め、逐次公開する。



危機的な状況にある言語・方言の調査研究事業

平成24年度予算額：28百万円
(平成23年度予算額：3百万円)

事業概要

ユネスコに指摘された言語・方言や東日本大震災の被災地における方言など、我が国において消滅の危機にある言語・方言の実態を把握するとともに、観光振興や地域振興につながる地域の文化の基盤である言語・方言の保存・継承に向けた地域での取組の実情を把握し、その効果、課題、ニーズについて調査研究を行い、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。

◎ユネスコ「Atlas of the World's Languages in Danger」(平成21年2月19日)

消滅の危機にあるとされた8言語・方言

アイヌ語、八丈方言、奄美方言、国頭方言、沖縄方言、宮古方言、八重山方言、与那国方言

◎文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成23年2月8日閣議決定)

文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

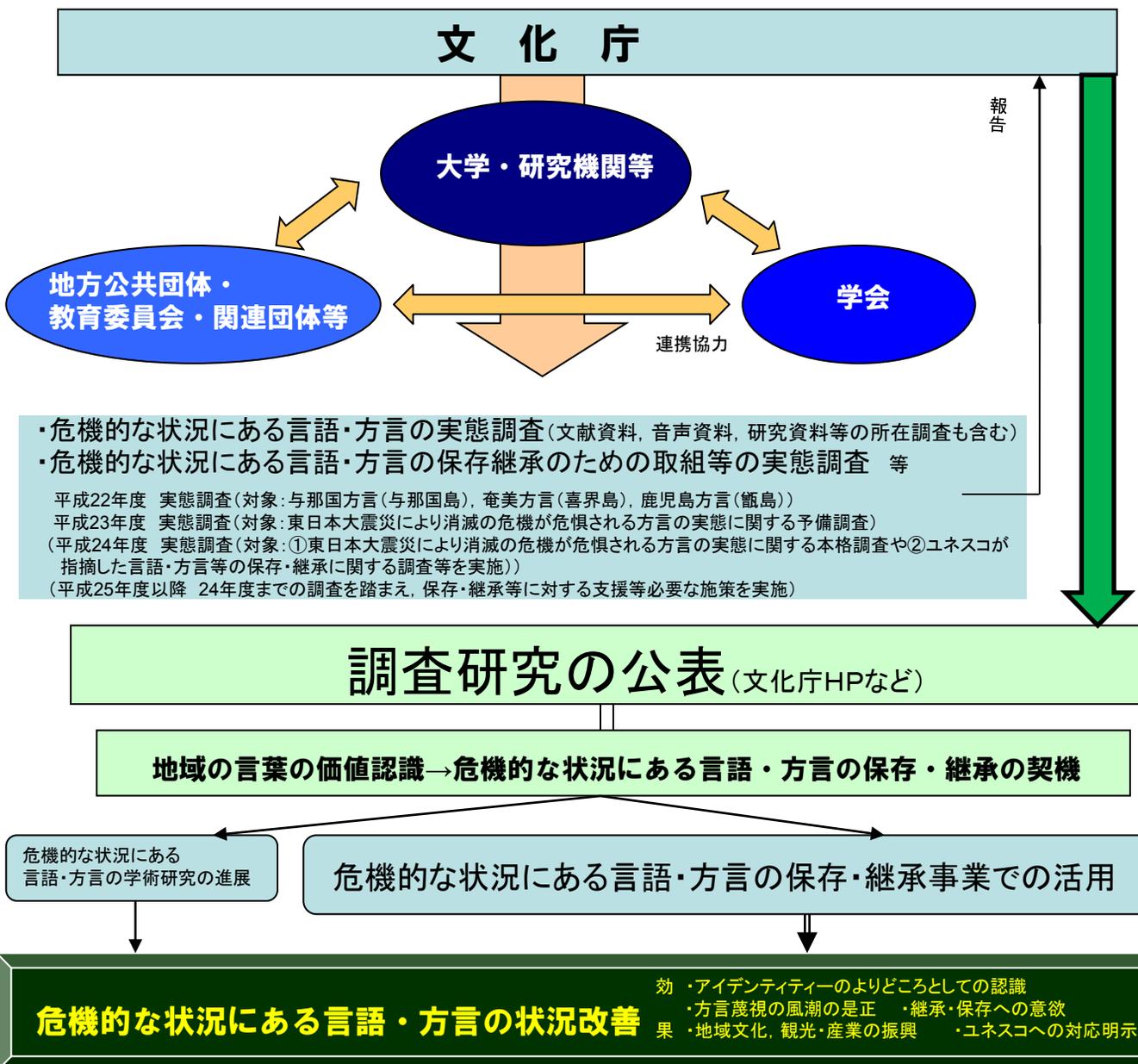
我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。こうした文化芸術資源を発掘し、それらを活用する各地域の主体的な取組を支援するとともに、各地域の生活に根ざした「くらしの文化」の振興施策を講ずることにより、地域振興、観光・産業振興等を図る。

◆各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。

◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で、発掘・再興、連携交流、発信の局面に応じた振興方策を講ずる。

◎東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日)

「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。



文化庁における日本語教育施策

平成24年度予算額 243百万円
(平成23年度予算額 248百万円)

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的内容等について、「標準的なカリキュラム案」、「標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」、「教材例集」の作成、日本語能力評価についてとりまとめを行ってきている。今後、「生活者としての外国人」に対する日本語指導力の評価についても検討予定。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

195百万円（195百万円）

- 地域日本語教育実践プログラム
・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組
「標準的なカリキュラム案」等を参考に、地域の実情・外国人の状況に応じた日本語教育の取組を実施。
- ・地域資源の活用・連携による総合的取組
地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を実施。
- 地域日本語教育コーディネーター研修
日本語指導者に対する指導的な立場を果たすことが期待される者等を対象に、地域の日本語教育を推進するための実践能力の向上を図るための研修を実施。
- 地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究

省庁連携日本語教育基盤整備事業

9百万円（4百万円）

- 検討会議等の実施
日本語教育関係府省連絡会議の開催や、日本語教育推進会議の開催を通じて、日本語教育に関する情報交換や課題等を整理。
- 日本語教育コンテンツ共有化推進事業
日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステムを整備。

条約難民等及び第三国定住難民に対する日本語教育

32百万円（35百万円）

- 条約難民等に対する日本語教育
条約難民等に対する日本語指導等を実施。
- 第三国定住難民に対する日本語教育
第三国定住難民に対する日本語指導等を実施。

日本語教育に関する調査及び調査研究

5百万円（11百万円）

- 諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策に関する調査研究
諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策等についての調査を実施。
- 日本語教育に関する実態調査
日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施。

日本語教育研究協議会等の開催

2百万円（3百万円）

- 日本語教育研究協議会
- 都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策(Ⅱ国の施策)を講じていく必要

地域

地域日本語教育実践プログラム

○「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組(39箇所)

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を参考に、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 〈日本語教室の設置運営〉
- 〈人材の育成〉
- 〈教材の開発〉

○地域資源の活用・連携による総合的取組(8箇所)

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

(想定される取組例)

- ・子育てや防災の取組との連携
- ・自治体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置等

調査研究

地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究

成果の普及

事例の収集・カリキュラム案等の改善

文化庁

審議会報告・成果物の提供
文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。

標準的なカリキュラム案

活用のためのガイドブック

教材例集

日本語能力評価について

地域日本語教育コーディネーター研修(東西2箇所)

一定の経験を有し、日本語指導者に対する指導的な立場を果たすことが期待される者等に対する研修を実施する。

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

日本語教育コンテンツ共有化推進事業

平成24年度予算額 9百万円の内数
(省庁連携日本語教育基盤整備事業の一部)
(平成23年度予算額 4百万円の内数)

●「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント（平成22年5月19日・文部科学省）

VII 更に検討を要する課題

○日本語教育の総合的推進

- ・地域における日本語教育の推進体制の充実
- ・日本語教育に関する各種情報の共有化（優良事例の収集等）

●日系定住外国人施策に関する行動計画

（平成23年3月31日・日系定住外国人施策推進会議）

2. 分野ごとの具体的施策

（1）日本語で生活するために必要な施策

①日本語教育の総合的な推進体制の整備等

C 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。（文部科学省）

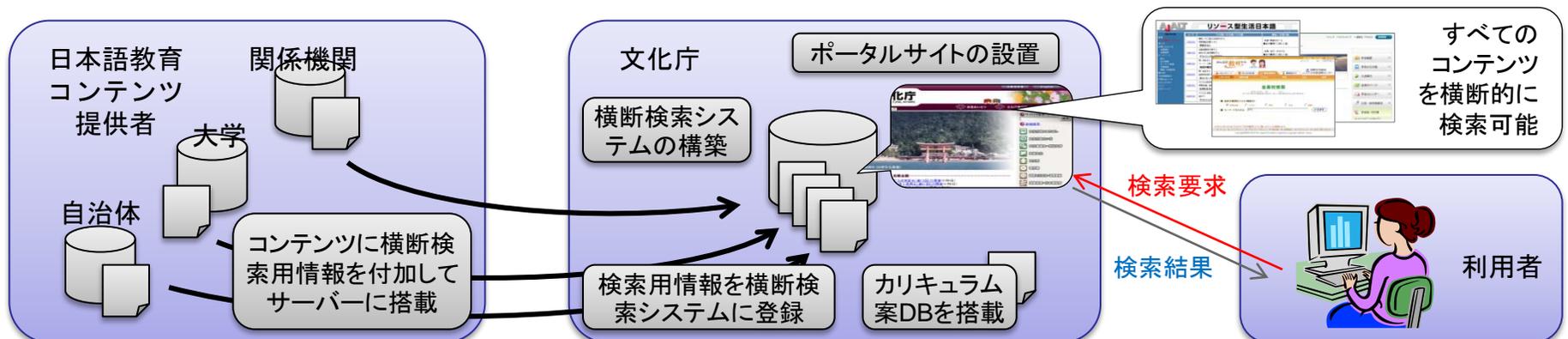
現状

日本語教育関係府省庁・機関等が、それぞれの目的や対象者に応じて事業を実施し、各種資料・情報を作成・収集・提供している。全体として、それらのコンテンツを総合的・効率的に活用できる基盤が整備されていない。

日本語教育の総合的推進を図る基盤の整備が必要

日本語教育 コンテンツ 共有化システム

日本語教育に関する各種コンテンツ(教材, 論文, 報告書, 団体・人材情報等)を共有し、総合的・効率的に活用できるよう、①信頼性のある情報を、②確実に、かつ③効率的に探し出せ、活用できる仕組みの構築



条約難民等に対する日本語教育

経緯

平成24年度予算額(平成23年度予算額) 15,300千円(18,730千円)

平成14年8月 閣議了解(難民対策連絡調整会議の設置, 条約難民に対する定住支援策の一つとして日本語習得のための便宜供与を行うこと等を了解)

平成14年8月 難民対策連絡調整会議発足
難民対策連絡調整会議決定(条約難民についても定住支援施設において日本語教育を講ずること)

定住支援体制

難民対策連絡調整会議 (平成14年8月7日発足)



事務局
(内閣官房)

外務省

センターの運営,
生活費の支給等

業務委託

受託団体

文部科学省 (文化庁)

日本語教育

業務委託

受託団体

厚生労働省

職業訓練
職業あつせん

業務委託

受託団体

他8省庁

- ・法務省
- ・警察庁
- ・総務省
- ・財務省
- ・農林水産省
- ・経済産業省
- ・国土交通省
- ・海上保安庁

難民の定住支援

効果

- 難民の受入れ・定住促進による国際社会の一員としての責任の遂行
(※日本は1986年に難民条約・議定書に加入)
- 多文化共生の地域社会の形成



難民とは

インドシナ 難民

昭和50年のベトナム戦争終結による新たな政治体制になじめず, インドシナ3国(ベトナム・ラオス・カンボジア)より国外へ脱出した者。

条約難民

「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件に該当し, 「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。

「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた人々」

第三国定住難民に対する日本語教育

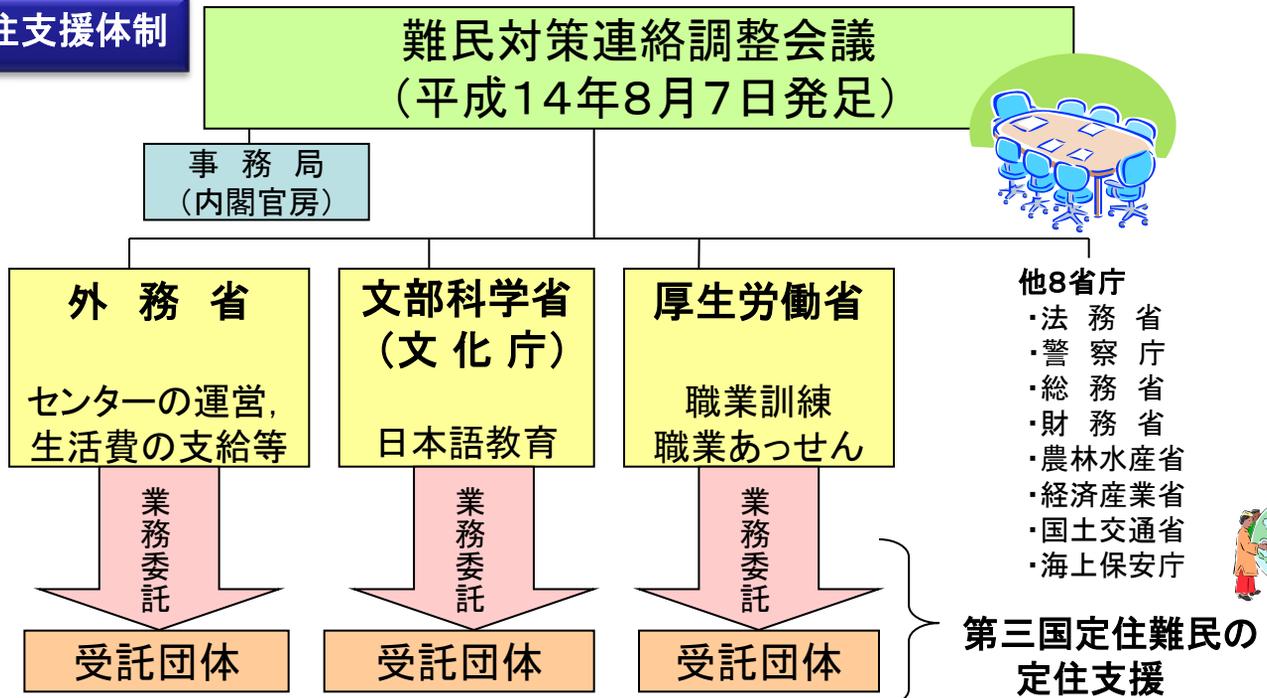
(パイロットケースとして平成22年10月より実施)

経緯

平成24年度予算額(平成23年度予算額) 16,622千円(16,738千円)

平成14年8月	難民対策連絡調整会議発足(インドシナ難民, 条約難民に対する支援策を検討)
平成19年11月	グテーレス国連難民高等弁務官が外務大臣・法務大臣へ日本がアジア初の第三国受入れ国になることへの期待表明
平成19年11月	官房長官から外務省へ前向きかつ迅速な検討を指示
平成20年12月	閣議了解(H22年度からパイロットケースとして第三国定住難民の受入れの実施, 定住支援策の一環として日本語習得のための便宜供与の実施等を了解)
平成20年12月	難民対策連絡調整会議決定(第三国定住難民の受入れの具体的措置を決定。日本語教育を実施することに)
平成22年10月	第三国定住難民(第一陣)に対して日本語教育を実施。(※～平成23年3月)
平成23年10月	第三国定住難民(第二陣)に対して日本語教育を実施。(※～平成24年3月)
平成24年 3月	難民対策連絡調整会議決定の改正(パイロットケースを3年から5年に延長)

定住支援体制



効果

- 難民の受入れ・定住促進による国際社会の一員としての責任の遂行
(※日本は難民条約・議定書に1986年に加入。第三国定住難民の受入れはアジア初)
- 多文化共生の地域社会の形成

第三国定住とは

第三国定住

難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を当初庇護を求めた国から、新たに受入れに合意した第三国に移動させること(第三国定住により受入れる難民を「第三国定住難民」という。)自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている(日本はアジア初の受入れ国である)
(他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)

移民受入れの先進国・地域における外国人に対する自国語教育・普及施策等について最新の状況を調査し、定住外国人の増加する我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

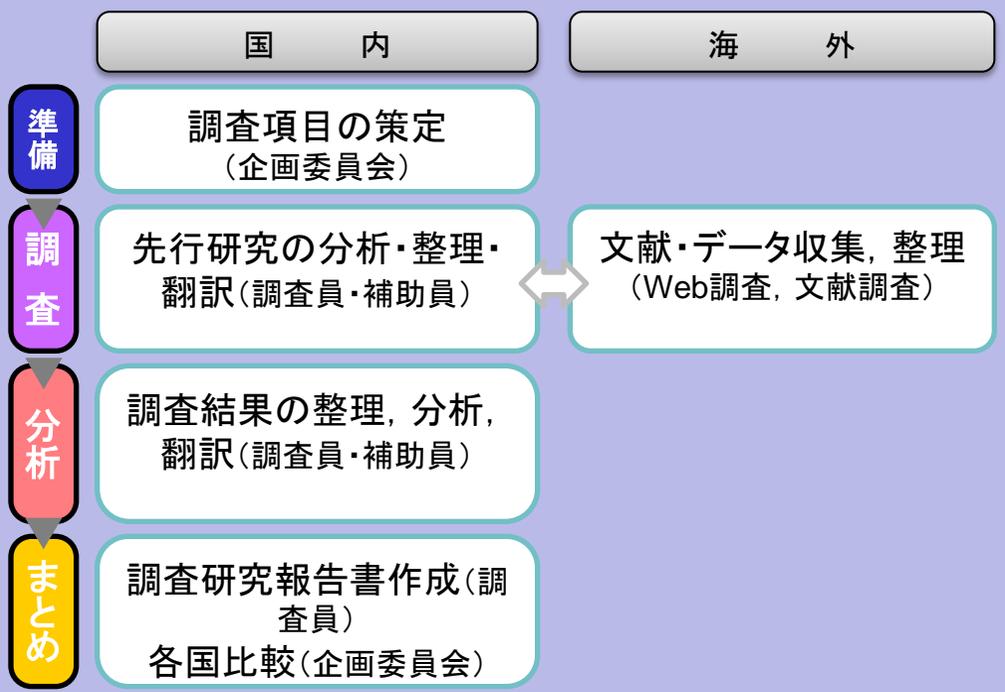
※「諸外国における外国人受入れ施策及び外国人に対する言語教育施策に関する調査研究」(2003年3月)

イギリス・ドイツ・フランス・スウェーデン・オーストラリア・カナダ・アメリカ

※主な自国語教育・普及に関する法律・制度等の制定・改正・見直し イギリス・入国管理5か年計画(2005)ドイツ・新移民法(2007)

フランス・新移民法(2007) オーストラリア・シビズ・ソフツェア(2007) 韓国・在韓外国人処遇基本法(2007) 中国・孔子学院の展開(2004～)

■ 調査の流れ (平成24年度)



■ 実施体制

- ◇国内
 - ・ 企画委員会 4人 (うち調査員 2人)
 - ・ 調査補助員 1人

■ 想定される主な調査内容

- ◇外国人受入れ施策
- ◇公用語・自国語の定義
- ◇外国人に対する自国語教育
- ◇自国語能力試験
- ◇国外への自国語普及
- ◇教員養成システム
- ◇言語教育・研究機関の役割 等

■ 全体計画(平成23年度～)

- ◇1年次 韓国・中国・台湾(2か国・1地域)
- ◇2年次 オーストラリア・カナダ・アメリカ (3か国のうち2か国)
※文献データ収集・整理による調査
- ◇3年次 イギリス・ドイツ・フランス・オランダ(4か国)

■ 効果

- ◇我が国における外国人に対する日本語教育に関する効果的な制度設計・施策推進
- ◇起こり得る問題等の回避

日本語教育の総合的推進

背景

- 我が国に定住している外国人にとって、社会生活を営む上で必要となる日本語の習得は、全ての外国人に共通の課題であり、政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進している。
- 日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者等別に実施。
- 全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備する必要がある。

～政府文書～

●日系定住外国人施策に関する基本指針(平成22年8月31日)(抄)

4. 国として今後取り組む又は検討する施策

<日本語で生活するために必要な施策>

- ・日系定住外国人に対する日本語教育の総合的な推進体制を整備するとともに、地域の日本語教室や日本語学校等における教育体制の充実を図る。など

●日系定住外国人施策に関する行動計画(平成23年3月31日)(抄)

2. 分野ごとの具体的施策

(1) 日本語で生活するために必要な施策

① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等

- a 日本語教育機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。など

●「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント(平成22年5月19日)(抄)

VII 更に検討を要する課題

○日本語教育の総合的推進

- ・地域における日本語教育の推進体制の充実
- ・日本語学校をはじめとする日本語教育機関の充実
- ・国際交流基金と我が国の大学等との連携・協力を通じた海外での日本語教育の推進など

対応

「日本語教育推進会議」、「日本語教育関係府省連絡会議」を開催し、政府全体の日本語教育の総合的推進を図る。(※いずれも、文化庁国語課が庶務を担当。)

① 日本語教育推進会議【平成24年1月23日(第1回)、3月12日(第2回)に開催】

- ・②とは別に、関係府省に加え関係機関等が参集し、具体的な取組や課題について把握し、必要な情報交換等を行う。

② 日本語教育関係府省連絡会議【平成22年7月26日(第1回)、9月29日(第2回)、平成23年11月21日(第3回)に開催】